

2022年度（令和4年）		講 話	代表取締役	田 崎 勉
場 所 させばバス株式会社		講 師	取締役管理部長	澤 野 日 吉
矢峰（営）・黒髪（営）・駅前（営）各営業所研修室		講 師	指導係	山 中 三 男
年 月	指導及び監督の指針	具体的内容・取り組み		
R4年4月 午前・午後	◆事業用自動車を運転する場合の心構え ◆ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	●旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させる指導 ●当該運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要な指導を行う		
R4年5月 午前・午後	◆事業用自動車の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	●道路運送法、道路交通法及び道路運送車両法に基づき運転者が遵守すべき事項の指導		
R4年6月 午前・午後	◆事業用自動車の構造上の特性	●事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差、制動距離等を確認させ、これらが車両により異なることを理解させるとともに、これらを把握していなかったことに起因するも交通事故の事例を説明する		
R4年7月 午前・午後	◆乗車中の安全を確保するために留意すべき事項	●加速装置、制動装置及びかじ取り装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明すること等によりこれらの装置の急な操作を可能な限り避けることの必要性を理解させる		
R4年8月 午前・午後	◆旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項 ◆ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	●乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれた等の交通事故の事例を説明することにより、旅客が乗降するときには旅客の状況に注意して当該装置を適切に操作することの必要性を理解させる ●当該運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要な指導を行う		
R4年9月 午前・午後	◆主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	●主として運行する路線、貸切バスの運転者にあっては主として運行する経路、道路及び交通の状況をあらかじめ把握させるよう指導する		
R4年10月 午前・午後	◆危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	●危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として指差呼称及び安全呼称を行う習慣を体得させ、貸切バスの運転者にあっては、緊急時における制動装置の急な操作に係る技能の維持のため、当該運転者が実際に運転する事業用自動車を用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する		
R4年11月 午前・午後	◆運転者の運転適性に応じた安全運転 ◆ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	●適性診断の結果に基づく個々の運転者の特性を自覚させる指導 ●当該運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要な指導を行う		
R4年12月 午前・午後	◆交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法	●運転中に疲労や眠気を感じた時は運転を中止し、休憩するか又は眠気をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する		
R5年1月 午前・午後	◆健康管理の重要性	●疾病に起因する交通事故事例の説明及び定期健康診断等による生活習慣病の改善を図る指導		
R5年2月 午前・午後	◆安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	●4安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運行する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて説明する		
R5年3月 午前・午後	◆ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 ◆ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	●ドライブレコーダーの記録により加速装置及びかじ取り装置の急な操作の有無並びに車間距離の保持その他の法令の遵守状況等を確認し、当該運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要な指導を行う 自社内の当該運転者に対する指導及び監督に活用することで、当該指導及び監督をより効果的に行うよう努める		